

会議資料

令和4年度 第1回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和4年8月18日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

令和4年度 第1回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和4年8月18日（木）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について

4. 報 告

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容について

(2) 令和4年度国民健康保険税の本算定結果について

(3) その他

5. 閉 会

議 事

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会会長及び会長代理の選出について

① 根拠法令

国民健康保険法施行令（一部抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

② 現任委員（公益代表者）

（順不同・敬称略）

氏 名	所 属 等
金 剛 寺 博	龍ヶ崎市議会議員（文教福祉委員会委員）
加 藤 勉	龍ヶ崎市議会議員（文教福祉委員会委員）
百 瀬 優	流通経済大学経済学部教授
石 井 治 美	社会保険労務士

③ 歴代会長・会長代理氏名等（平成23年6月1日以降）

（敬称略）

委嘱期間	会 長		会長代理	
	氏 名	所属等	氏 名	所属等
平成23年6月1日 ～ 平成25年5月31日	佐藤 克繁	流通経済大学教授	石井 治美	社会保険労務士
平成25年6月1日 ～ 平成27年5月31日	佐藤 克繁	（同）	石井 治美	（同）
平成27年6月1日 ～ 平成29年5月31日	佐藤 克繁	（同）	石井 治美	（同）
平成29年6月1日 ～ 令和元年5月31日	佐藤 克繁	（同）	石井 治美	（同）
令和元年6月1日 ～ 令和4年5月31日	百瀬 優	（同）	石井 治美	（同）

報 告

(1) 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の改正内容

① 賦課方式と税率等の改正

茨城県国民健康保険運営方針に従い、それまで4方式（「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」）だった当市の国民健康税の賦課方式を令和4年度から2方式（「所得割」「均等割」）に改正。

併せて、賦課方式の改正後に必要な保険税収（茨城県国民健康保険事業費納付金の納付に必要な税収など）を確保するために「所得割」と「均等割」の税率等も改正。

なお、税率等の改正においては、被保険者の負担軽減目的で、市が保有する龍ヶ崎市国民健康保険支払準備基金の一部を取り崩すことも想定したうえで改正を行った。

◎ 賦課方式と税率等の改正内容

区 分	賦課方式	改正前	改正後
医療給付費分	所得割	5.80%	5.48%
	資産割	18.40%	—
	均等割	19,800円	26,200円
	平等割	19,800円	—

区 分	賦課方式	改正前	改正後
後期高齢者支援金分	所得割	2.14%	2.54%
	資産割	4.70%	—
	均等割	6,000 円	12,200 円
	平等割	6,600 円	—
介護納付金分	所得割	1.40%	2.07%
	均等割	11,400 円	13,100 円

◎ 県内市町村の平均税率等との比較

区 分	賦課方式	県平均	龍ヶ崎市	比 較
医療給付費分	所得割	6.46%	5.48%	▲0.98%
	均等割	30,014 円	26,200 円	▲3,814 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.58%	2.54%	▲0.04%
	均等割	13,161 円	12,200 円	▲961 円
介護納付金分	所得割	2.04%	2.07%	0.03%
	均等割	13,900 円	13,100 円	▲800 円

② 子どもの均等割5割軽減・減免制度の創設（新規）

子育て世帯支援の一環として、国が令和4年度から創設した「未就学児に係る均等割5割軽減」制度に市独自の減免対象を上乘せし、18歳以下の子どもまでに係る均等割5割軽減・減免制度を創設。

◎ 県内市町村の動向

県内市町村の多くが当市同様、未就学児に係る均等割軽減に加え、市町村独自の減免制度を創設し、子育て世帯の負担軽減に努めている。

③ 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に合わせ、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」の賦課限度額を引き上げる（「介護納付金分」は据え置き）。

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	63 万円	65 万円 (+2 万円)
後期高齢者支援金分	19 万円	20 万円 (+1 万円)
介護納付金分	17 万円	17 万円 (据え置き)
合 計	99 万円	102 万円 (+3 万円)

◎ 賦課限度額の推移

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
医療給付費分	47万円		50万円	51万円				52万円
後期高齢者支援金分	12万円		13万円	14万円			16万円	17万円
介護納付金分	9万円	10万円		12万円			14万円	16万円
合 計	68万円	69万円	73万円	77万円			81万円	85万円

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医療給付費分	54万円		58万円	61万円	63万円		65万円
後期高齢者支援金分	19万円						20万円
介護納付金分	16万円				17万円		
合 計	89万円		93万円	96万円	99万円		102万円

(2) 令和4年度国民健康保険税の本算定結果

① 調定額・被保険者数

区 分	令和3年度	令和4年度	比 較
調定額	1,576,296,100 円	1,402,388,700 円	▲173,907,400 円
応能割	55.09%	55.22%	—
応益割	44.91%	44.78%	—
被保険者数	18,262 人	17,684 人	▲578 人
世帯数	11,635 世帯	11,504 世帯	▲131 世帯
1人あたりの課税額	83,316 円	79,303 円	▲4,013 円

➤ 1人あたりの課税額 = 調定額 ÷ 被保険者数

② 令和4年度予算額・収入見込額

区 分	予算額	収入見込額	比 較
医療給付費分	794,475,000 円	826,839,980 円	32,364,980 円
後期高齢者支援金分	359,681,000 円	375,959,298 円	16,278,298 円
介護納付金分	108,724,000 円	115,446,100 円	6,722,100 円
合 計	1,262,880,000 円	1,318,245,378 円	55,365,378 円

➤ 収入見込額 = 令和4年度調定額 × 94.0% (令和3年度収納率)

➤ 支払準備基金繰入金 (予算) : 49,196,000 円

③ 子どもの均等割軽減・減免額

区 分	軽減・減免額	負担額		
		国	県	市
軽減（未就学児）	4,627,600 円	2,313,800 円	1,156,900 円	1,156,900 円
減免（未就学児～18歳）	12,649,500 円	—	—	12,649,500 円
合 計	17,277,100 円	2,313,800 円	1,156,900 円	13,806,400 円

- 軽減分負担割合：国 1/2，県 1/4，市 1/4
- 減免分負担割合：市 10/10（市独自の制度）
- 県繰入金見込額（20歳未満の被保険者数に応じて交付）：12,600,000 円

④ 賦課限度超過世帯数

区 分	令和3年度	令和4年度
医療給付費分	75 世帯	47 世帯
後期高齢者支援金分	118 世帯	127 世帯
介護納付金分	31 世帯	45 世帯

⑤ 参考データ

◎世帯別_保険税増減世帯数・割合（令和4年度本算定）

〔抽出条件〕

- 令和3年度，令和4年度ともに課税月が12カ月（1年）の世帯のみ抽出（加入者数の増減がある世帯も含む）

抽出世帯数：9,092世帯（総世帯数：11,504世帯）

区 分	増 額	増減なし	減 額
世帯数	2,060世帯	6世帯	7,026世帯
割 合	22.66%	0.06%	77.28%

〔保険税増減の主な理由〕

- 世帯所得額及び加入者数の増減
- 賦課方式及び税率の改正

◎賦課方式改正シミュレーション（令和3年度実施）

※令和3年度運営協議会資料

区 分	増 額	増減なし	減 額
世帯数	1,303世帯	77世帯	10,255世帯
割 合	11.20%	0.66%	88.14%

- 令和3年度本算定時のデータを使用（総世帯数：11,635世帯）
- 世帯所得額及び加入者数の増減はないものとして算定

令和4年度 第1回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答

	質 問	回 答
1	<p>【3 ページ】</p> <p><u>①賦課方式と税率等の改正</u></p> <p>今回の賦課方式の改正は簡潔、公平な2方式に統一、また、税率等の改正についても保険税への影響は、減少世帯が88.14%（令和3年度シミュレーション結果）であり、妥当な改正であったと思います。</p> <p>反面、最近の人口減少とともに、現在、人口の一番多い団塊の世代が順次後期高齢者医療制度への移行中でもあり、加入者の減少は今後も続くものと思われます。また、加入者の高齢化や医療の高度化を受けて、1人当たりの保険給付額も増え続けています。</p> <p>このような状況下での今回の改正に伴う国民健康保険事業の財政状況への影響（保険税収入の減少、保険給付額の増加、加入者予測、国民健康保険支払準備基金の一部取り崩し等）をどう推測されているのか。また、今後の財政状況及び税率変更の方向性についてお伺いします。</p>	<p>今回の賦課方式及び税率等の改正につきましては、被保険者の負担が過大にならないよう、加入者の年齢層や所得層（令和3年度本算定時）を踏まえ、国民健康保険支払準備基金の取り崩しも考慮し、税率等を決定しました。</p> <p>しかしながら、ご質問にもあるように、今後は、被保険者数の減少、医療技術の進歩による医療費の増加など、国民健康保険制度を長期的に安定運営するためには、課題が山積しております。</p> <p>今後は、国民健康保険の財政状況を踏まえ、税率等の引き上げなどについても、検討する必要がございます。</p> <p>また、第2回運営協議会では、今後の国民健康保険の財政状況及び加入者数の推移予測をお示しする予定です。</p>
2	<p>【4 ページ】</p> <p><u>◎県内市町村の平均税率等との比較</u></p> <p>【7 ページ】</p> <p><u>①調定額・被保険者数</u></p> <p>4ページの資料では、所得割・均等割とも、ほぼ県平均以下となっております。7ページで1人あたりの課税額が、令和4年度で79,303円となっておりますが、1あたりの課税額について、県内市町村の順位などを把握していますか。</p>	<p>県内市町村の1あたりの課税額については、現時点で把握していないため、当市の額と比較することは出来ません。</p> <p>茨城県から情報提供がございましたらご報告いたします。</p>

	質 問	回 答
3	<p>【8 ページ】</p> <p><u>④賦課限度超過世帯数</u></p> <p>今年度の限度額改定で、後期高齢者支援金分は、19 万円から 20 万円に引き上げられましたが、後期高齢者支援金分の超過世帯数は、令和 3 年度に比べ、令和 4 年度は増加しています。増加した要因をお伺いします。</p>	<p>賦課限度超過世帯（後期高齢者支援金分）の増加については、税率等の改正及び世帯所得額の増額が要因と考えられます。</p>
4	<p>【9 ページ】</p> <p>⑤参考データ</p> <p><u>◎世帯別 保険税増減世帯数・割合（令和 4 年度本算定）</u></p> <p>（ア）割合は、抽出世帯数 9,092 世帯のようですが、総世帯数 11,504 世帯でも、同一とみなしてもよろしいでしょうか。</p> <p>（イ）増額の世帯については、賦課方式の改正や賦課限度額引上げ、両方の影響があると思われます。それぞれの影響を区分することは可能でしょうか。</p>	<p>（ア）総世帯で比較しても、お示しをした割合と同程度になると考えております。</p> <p>（イ）保険税の増額については、世帯所得額の増額も大きく影響されているため、純粋に賦課方式の改正や賦課限度額引上げの影響のみを区分することは困難となります。</p>
5	<p>【9 ページ】</p> <p>⑤参考データ</p> <p><u>◎賦課方式改正シミュレーション（令和 3 年度実施）</u></p> <p>シミュレーションでは、88.14%の世帯が減額となり、11.20%が増額となっていますが、この差の具体的な要因について教えてください。</p>	<p>賦課方式改正シミュレーション（令和 3 年度実施）の保険税増減傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 増額 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得額が多い世帯 ・40 歳～64 歳の被保険者が多い世帯 ・固定資産税が賦課されていない世帯 ● 減額 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯所得額が少ない世帯 ・40 歳未満または 65 歳以上の被保険者のみの世帯 ・単身世帯 ・固定資産税（高額）が課税されている世帯